

議案第 122 号調布市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

今条例改正は、東京都人事委員会の給与に関する勧告を踏まえ、条例改正された市職員給与が引き上げられましたが、職員との均衡を図るために期末手当支給月数を引き上げるために提案されたものです。

ご承知のように、公務員は労働基本権であるストが制限されている点から人事院勧告という物差しがありますが、議員報酬については、市議会議員報酬を審議する報酬審議会の中で審議されるものですが、今回はこの審議会にも諮られていません。

今回の見直しにより、数値としては 430 とあるのが 440 に改められ、実際には、職員は平均 35,000 円、議員は改正より 66,000 円増額となる議員報酬のベースアップする条例改正の提案です。

税収は決算期に過去最高でしたが、市民生活はと言えば、政府は経済優先の政策がすすめられてきましたが、個人消費は低迷しているという報道もあります。このような現状の中、今国会で公的年金の支給額を引き下げる新しいルールが可決されました。一方、二人以上世帯の世帯主である非正規労働者が増加している等、市民生活全体を見た時、プラスの要素が見えてくるわけではありません。

こういった社会状況の中で、市民に寄り添い政策を提案していく立場であり、場合によっては市民に痛みを伴った議決もしなければならない議員という立場を考慮すると、先ほど述べたような市民生活を考慮すれば、議員報酬のアップとなる改正提案に賛成することはできません。また市民理解を得ることも難しいと考え、期末手当の引き上げの改正提案については反対するものです。